

木曾子どもクラブの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 (2 0 2 6 年) 8 月 2 7 日

提出者 町田市長 稲 垣 康 治

木曽子どもクラブの指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を求める。

公 の 施 設 の 名 称	木曽子どもクラブ
指定管理者となる団体	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 町田支店 支店長 扶 蕪 文 重 東京都町田市本町田１８７２番１号
指 定 の 期 間	２０２７年４月１日から２０３２年３月３１日まで